

社会福祉法人 善光寺大本願福祉会  
地域密着型介護老人福祉施設 小規模特別養護老人ホーム 大本願ユートピアわかほ  
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人善光寺大本願福祉会が開設する地域密着型介護老人福祉施設小規模特別養護老人ホーム大本願ユートピアわかほ（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者に対し、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境をふまえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等の適切なサービスの提供を行う。

- 2 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に努める。
- 3 施設の運営に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結びつきを重視するとともに、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス、福祉サービスの提供主体との密接な連携に努めるものとする。
- 4 施設の従業者は、入所者又は他の入所者の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人善光寺大本願福祉会  
地域密着型介護老人福祉施設 小規模特別養護老人ホーム 大本願ユートピアわかほ
- (2) 所在地 長野市若穂綿内 4429 番地

2 併設施設

- (1) 名 称 社会福祉法人善光寺大本願福祉会  
指定介護老人福祉施設 大本願ユートピアわかほ
- (2) 所在地 長野市若穂綿内 4429 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・併設施設と兼務）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 医 師 1名（非常勤）

医師は、利用者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。

(3) 生活相談員 1名（常勤）

生活相談員は、その職種に必要な資格（社会福祉士・社会福祉主事等）を有し、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言相談援助を行う。

(4) 介護職員 常勤換算7名以上。3:1以上の職員配置とする。

介護職員は、その職種に必要な資格（認知症介護基礎研修・介護福祉士等）を有し、利用者ごとの心身の病状及び状況に応じた日常生活上の世話（介護）を適切に行う。

(5) 看護職員 1名（常勤1名）

看護職員は、その職種に必要な資格（看護師・准看護師等）を有し、利用者ごとの心身の状況に応じた療養生活上の世話（看護）を適切に行う。

(6) 管理栄養士

併設施設（本体特養）に配置されている管理栄養士が、施設の他の職種の者と連携を図り、栄養ケア計画作成等の業務に協力する。

(7) 機能訓練指導員 1名（常勤）

機能訓練指導員は、その職種に必要な資格（理学療法士・柔道整復師等）を有し、機能訓練の提供にあたる。

(8) 介護支援専門員 1名（常勤）

介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を行う。

（入所者の定員）

第5条 利用定員は20名とする。（2ユニット・1ユニット10名）

（入所者に対する地域密着型介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 地域密着型介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴・排泄・食事等の介護

(2) 機能訓練

(3) 相談及び援助

(4) 社会生活上の便宜の供与等

(5) 健康管理

(6) 食事、その他のサービス

2 地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型介護老人福祉施設サービスが法定代理受給サービスであるときは、利用料額の利用者負担割合分（1割～3割）を負担する。

3 食費、滞在費については、自己負担とする。ただし、負担限度額の認定を受けた利用者については該当額を負担する。

4 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用実費。

5 理美容代 実費

6 上記2, 3, 4, 5, に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について資料を提示し説明を行い入所者の同意を得る。

7 その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、入所者に負担

させることが適当と認められるもの。

(施設利用に当たっての留意事項)

第7条 利用者がサービスの提供を受ける際に注意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 入所時に、施設内で行われるサービスに関する説明を受け、十分に理解した上でサービスを受けるものとする。
- (2) 施設内の器具・設備の使用については、施設職員の指示に従うものとし、器具の破損等については十分注意する。
- (3) 施設内に、危険物等、他の入所者の迷惑となるような行為については行わないものとする。
- (4) 施設における日課を守るとともに、他の入所者の迷惑となるような行為については、行わないものとする。

(秘密保持)

第8条 施設の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であったものが業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者の個人情報を、施設サービス計画策定会議及び他施設や医療機関への入所、入院する場合について資料として用いる場合、利用者、家族へ説明し同意を得るものとする。

(苦情処理)

第9条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速、かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供したサービスに関して、介護保険法第23条の規程による市町村が行う文書、その他の物件若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導、又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規程による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規程による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第10条 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 非常災害に際しては、消防法施行規則第3条の規定による消防計画等により対処することとし、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期することとする。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画、及び風水害・地震・土砂災害等の自然災害に対処する業務継続計画（BCP）に基づき、又、消防法8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行う。

- (1) 始業時、終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。

- (2) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会いを行う。
- (3) 非常災害の設備は常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災発生や地震等の災害が生じた場合は、被害を最小限度に留めるため、自衛消防を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- (5) 防火管理者は、従業者に対して防火教育・消防訓練・業務継続訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
  - ② 利用者を含めた総合訓練 年2回以上
  - ③ 業務継続訓練（BCPシミュレーション） 年2回
  - ④ 非常災害用設備の使用方法の徹底 隨時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

#### （事故発生時の対応）

- 第 12 条 利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対するサービスの提供により、施設の責に帰するべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、損害賠償を行う。

#### （虐待防止のための措置に関する事項）

- 第 13 条 事業所は利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止に関する責任者（虐待防止責任者・虐待受付担当者）を選任する。
  - (2) 高齢者虐待防止に関する指針を整備し、従業者に周知すること。
  - (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施すること。
  - (4) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (5) その他虐待防止のために必要な措置を講じること。
- 2 事業所は、施設介護サービスの提供に当たり、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

#### （感染症対策）

- 第 14 条 事業所は感染症の発生及び蔓延を防止するため、及び感染症等が事業所内に発生した場合においても業務が継続できるよう、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 感染症予防対策委員会を3月に1回以上開催するとともに、感染症等の蔓延の防止に関する職員研修（年2回）及び訓練シミュレーション（年2回）実施すること。
  - (2) 感染症・食中毒予防・蔓延防止に関する指針を整備し、従業者に周知すること。
  - (3) 事業所内に新型コロナウイルス感染症等が発生した場合においても業務が継続できるよう、感染症等に関する業務継続計画（BCP）を策定し、従業者に周知すること。

#### （身体拘束等の適正化のための対策）

- 第 15 条 事業所は利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束

又は利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様や時間及び期間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、従業者に周知すること。

（その他運営についての重要事項）

第16条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年2回
- 2 事業所に損害賠償責任が生じた場合は、加入する賠償責任保険により対処することとする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要な事項は、社会福祉法人善光寺大本願福祉会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 7月 20日から施行する。

この規程は、平成30年 12月 17日から施行する。

この規程は、令和5年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和5年 4月 1日から適用する。

この規程は、令和6年 11月 11日から適用する。

この規程は、令和6年 12月 17日から適用する。